○職員の給与の支給に関する規則

昭和５１年３月３０日

規則第１１号

改正　昭和62年3月30日　規則第5号

平成3年12月27日　規則第3号

平成3年12月27日　規則第4号

平成4年12月25日　規則第1号

平成5年3月29日　 規則第1号

平成8年3月29日　 規則第1号

平成8年12月26日　規則第4号

平成10年12月24日 規則第1号

平成11年12月27日 規則第5号

平成17年3月30日　規則第5号

平成17年12月1日　規則第12号

平成19年3月30日　規則第7号

平成19年12月25日 規則第16号

平成20年3月28日　規則第1号

平成20年12月1日　規則第6号

平成21年4月1日　 規則第1号

平成21年12月1日　規則第6号

平成22年3月29日　規則第4号

平成22年3月30日　規則第10号

平成22年11月30日 規則第20号

平成23年3月30日　規則第3号

平成26年12月25日 規則第2号

平成29年3月31日　規則第3号

平成30年4月19日　規則第2号

平成30年12月26日 規則第7号

平成31年3月28日　規則第2号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年7月25日　 規則第3号

（趣旨）

第１条　この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の支給日）

第２条　給与の支給定日を、次のように定める。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 給与の種類 | 支給定日 |
| 給　　料扶養手当　　管理職手当通勤手当　　住居手当特殊勤務手当 | その月の２１日 |
| 時間外勤務手当休日勤務手当夜間勤務手当宿日直手当 | 翌月の２１日 |
| 期末手当及び勤勉手当 | ６月３０日及び１２月１０日 |

２　職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年条例第３号。以下「勤務時間条例」という。）第９条の４第１項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項の表中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第９条の４第１項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

３　組合長は、特別の事情により、第１項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に支給日を定めることができる。

第３条　月の１日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）中給料の支給定日後において新たに職員となつた者はその際、給与期間中給料の支給定日前において離職し又は死亡した職員には、離職又は死亡の日以後７日以内に給料を支給する。

２　前項の場合において、死亡した職員には当該職員がその月の末日に死亡したものとした場合に受けるべきこととなる給料を支給する。

第４条　職員が月の中途においてその所属する給与の支給義務者を異にして異動したときは、発令の前日までの給料は、その給与期間中の現日数から職員の勤務時間条例第４条第１項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により、その者が従前所属していた給与の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の給料は、その者がその月に受ける給料額からその者が従前所属していた給与の支給義務者において既に支給された額を差引いた額を、その者が新たに所属することになつた給与の支給義務者において支給する。

２　前項の場合において、その者が従前所属していた給与の支給義務者は、その異動が給与期間中給料の支給定日前であるときは、その際給料を支給し、その者が新たに所属することとなつた給与の支給義務者は、その異動が給与期間中給料の支給定日後であるときは、その際給料を支給する。

第５条　職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であつても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

第６条　職員が休職にされ、停職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号。以下「育児休業法」という。）第２条の規定により育児休業を始め、若しくは無給休暇を与えられた場合又は休職、停職若しくは無給休暇の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。その職務の復帰が給料の支給定日後である場合は、その給与期間中の給料をその際支給する。

（給与の減額）

第７条　職員が特に承諾なくして勤務しなかつた時間数は、その給与期間の全時間数によつて計算するものとし、その時間数に１時間未満の端数を生じた場合は、その端数が３０分以上のときは、１時間とし、３０分未満のときは切り捨てる。

２　条例第１２条の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の減額すべき給与の額を、翌月の給料から差し引く。但し、退職・休職等の場合において減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

（給与の額の端数の処理）

第７条の２　給与の計算に際し、円位未満の端数を生じたときは、条例第１４条の２に規定する場合をのぞき、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和２５年法律第６１号）第２条第１項の規定により、その端数を切り捨てる。

（扶養手当の支給手続き）

第８条　条例第７条第２項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まないものとする。

（１）　職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

（２）　年間１３０万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

２　条例第８条第１項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

３　組合長は、前項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

４　組合長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

５　組合長は、第３項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

６　組合長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第７条第２項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第５項の規定を準用する。

７　扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

８　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間における第２項の規定の適用については、同項中「条例第８条第１項」とあるのは「条例第８条第１項（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成２９年条例第３号）附則第２項の規定により読替えて適用する場合を含む。）」とする。

（住居手当の支給）

第９条　住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（管理職手当の支給）

第９条の２　管理職手当を支給する管理又は監督の地位にある職員の職及びその職にある職員に支給する管理職手当の額は次の表に定める額（育児休業法第１０条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に勤務時間条例第３条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「育児短時間勤務職員等の１週間当たりの勤務時間割合」という。）を、同法第１８条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあつてはその額に勤務時間条例第３条第４項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「任期付短時間勤務職員の１週間当たりの勤務時間割合」という。）をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の４第１項若しくは第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給する管理職手当の額において、法第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その額に勤務時間条例第３条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職 | 再任用職員以外の職員の管理職手当の額 | 再任用職員の管理職手当の額 |
| 課長、参事 | ４０，９００円 | ３１，４００円 |

２　管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

３　職員が、月の１日から末日までの期間の全日数にわたつて次の各号のいずれかに該当する場合は、管理職手当は、支給しないものとする。

（１）　外国に出張の場合

（２）　勤務しなかつた場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第２８条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされた場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、条例第１２条の規定に基づき勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）

４　職員が管理職手当の支給を受けることができる職を兼ねるときは、その兼ねる職員として受けるべき管理職手当は支給しないものとする。

（特殊勤務手当の支給）

第１０条　特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

２　前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当の支給を受ける職員が、給与期間の全日数にわたつて勤務しなかつた場合は支給しない。

（時間外手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給）

第１１条　時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、それぞれの勤務命令簿によつて勤務を命ぜられた職員に対し、実際に勤務した時間について支給する。

２　前項のそれぞれの手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の勤務した時間数（時間外勤務手当のうち、支給割合を別にする部分ごとに、各別に計算した時間数）を合計したものとする。この場合において１時間未満の端数を生じたときは、その端数が３０分以上のときは１時間とし、３０分未満のときは切り捨てる。

３　公務により旅行（出張及び赴任を含む。以下同じ。）中の職員は、その旅行期間中勤務時間条例第９条第１項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務すべきことを組合長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては時間外勤務手当を支給する。

４　その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務をしたときは、その日の時間外勤務として取り扱う。ただし、前日から引き続き翌日にわたり時間外勤務をしたときは、前日の時間外勤務時間及び翌日の勤務時間が始まる前までの時間外勤務時間は、前日の時間外勤務として取り扱う。

５　休日勤務手当の支給について、条例第１３条の２の規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第１１条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第９条の４第１項に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。）（当該勤務日等が条例第１２条に規定する祝日法による休日等（以下「祝日法による休日等」という。）若しくは年末年始の休日等（以下「年末年始の休日等」という。）又は勤務時間条例第９条の４第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、組合長が他の日とすることについて承認したときは、その日とする。

６　条例第１３条第１項の規則で定める割合は、次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

（１）　条例第１３条第１項第１号に掲げる勤務　１００分の１２５

（２）　条例第１３条第１項第２号に掲げる勤務　１００分の１３５

７　条例第１３条第２項の規則で定める割合は、１００分の２５とする。

８　条例第１３条第２項の規則で定める時間は、次に掲げる場合について、それぞれ組合長が定める時間とする。

（１）　祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は第５項に規定する日が属する週において、職員が当該祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は第５項に規定する日に勤務することを命ぜられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に勤務時間条例第６条の規定による週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合

（２）　前項に規定する場合を除き、３８時間４５分に満たない勤務時間が割り振られている週に勤務時間条例第６条の規定による週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合

９　条例第１３条第４項の規則で定める割合は、１００分の５０とする。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第１１条の２　条例第１５条に規定する規則で定める時間は、毎年４月１日から翌年の３月３１日までの間における勤務時間条例第１１条における祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに７時間４５分を乗じて得た時間とする。

２　条例第１５条第２号の規則で定める手当は、次に定める手当とし、条例第１５条第２号の規則で定める額は、次に定める手当の額とする。

条例第９条第２項に規定する特殊勤務手当　当該手当の月額

（通勤手当の支給）

第１２条　通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（宿日直手当の支給）

第１３条　宿日直手当は、次の各号に掲げる時間又は日に、宿日直勤務命令簿によつて勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

（１）　正規の勤務時間以外の時間

（２）　祝日法による休日

（３）　年末年始の休日

（４）　その他組合長が指定する日

２　条例第１６条第１項に規定する宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務１回につき４，４００円とする。ただし、勤務時間が５時間未満の場合は、その勤務１回につき２，２００円とする。

３　宿直勤務又は日直勤務とは、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受、庁内の監視等を目的とする勤務をいう。

第１４条　特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、職員が第５条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合にはその際、離職し又は死亡した場合にはその日から７日以内に、その異動し又は離職し若しくは死亡した日までの分を支給するものとする。

（給与簿等）

第１５条　組合長は、別に定める給与簿を作成し、３年間これを保管しなければならない。

２　職員の給与は、別に定める給与支給明細書により支給しなければならない。

（雑則）

第１６条　組合長は、この規則により難い事情があると認められたときは、別段の取扱いをすることができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、昭和５１年４月１日から適用する。

附　則（昭和６２年３月３０日規則第５号）

この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年１２月２７日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年１２月２７日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年１２月２５日規則第１号）

この規則は、平成５年１月１日から施行する。

附　則（平成５年３月２９日規則第１号抄）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、平成５年４月１日から適用する。

附　則（平成８年３月２９日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年１２月２６日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１０年１２月２４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１１年１２月２７日規則第５号）

この規則は、平成１２年１月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３０日規則第５号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１２月１日規則第１２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第７号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１２月２５日規則第１６号）

この規則は、平成２０年１月１日から施行する。

附　則（平成２０年３月２８日規則第１号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１２月１日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年４月１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年１２月１日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年３月２９日規則第４号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３０日規則第１０号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日規則第２０号）

この規則は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３０日規則第３号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１２月２５日規則第２号）

この規則は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日規則第３号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年４月１９日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３０年１２月２６日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（平成３１年３月２８日規則第２号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和４年７月２５日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。